【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年2月20日

【会社名】 株式会社ベクター

【英訳名】 Vector Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渡邊 正輝

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目19番7号

【電話番号】 03-5333-7010

【事務連絡者氏名】 監理部長 椙山 稔一

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目19番7号

【電話番号】 03-5333-7010

【事務連絡者氏名】 監理部長 椙山 稔一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動があり、2023年2月16日 開催の監査役会において、一時会計監査人の選任を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内 容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称 選任する監査公認会計士等の名称 柴田洋(柴田公認会計士事務所) 大瀧秀樹(大瀧公認会計士事務所) 退任する監査公認会計士等の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2)(1) に記載する者を一時会計監査人とした理由

監査役会が柴田洋氏及び大瀧秀樹氏を一時会計監査人として選任した理由は、両氏の専門性、独立性及び監査の品質の確保を勘案し、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われると判断したことによります。

(3)異動の年月日

2023年2月16日

- (4)退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日 2021年6月18日
- (5)退任する監査公認会計士が直近3年間に作成した監査報告書等又は内部統制報告書における意見等に関する事項 該当事項はありません。
- (6) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

有限責任監査法人トーマツより、金融商品取引法第193条の3第1項に規定する法令違反等事実を発見したため、「速やかに、これらの事実関係を調査するために弁護士等の社外の公正中立な専門家を委員とする委員会を設置するとともに、当該事実に係る法令違反等事実の是正その他の適切な措置をとるよう」通知を受けました。

これを受け、当社は、弁護士等の社外の公正中立な専門家を委員とする調査委員会の設置準備を開始し、その委員候補者を有限責任監査法人トーマツにお伝えしたところ、四半期報告書の提出期限までの時間的制約から、委員候補者の適格性(客観性及び専門性)を評価する時間的猶予がないため、大手法律事務所の弁護士等による第三者委員会を設置するように要請を受けました。

これに対し、当社は、委員候補者は適格性(客観性及び専門性)が担保された弁護士等であると判断しており、 有限責任監査法人トーマツとの間で見解が相違しています。協議の結果、有限責任監査法人トーマツから当社に対 して合意解約の申入れがあり、監査契約を解除することで合意に至りました。

これに伴い、会計監査人が不在となることを回避し、適法な監査業務が継続される体制を維持するため、当社監査役会は2023年2月16日付で柴田洋氏及び大瀧秀樹氏を一時会計監査人に選任いたしました。当社としましては、2023年3月期決算における監査業務について、改めて柴田洋氏及び大瀧秀樹氏と協議を行ってまいります。なお、退任にあたり、有限責任監査法人トーマツからは、監査業務引継ぎについて、協力いただけることを確認しております。

(7)上記(6)の理由及び経緯に対する監査報告書等又は内部統制報告書の記載事項に係る退任する監査公認会計士 等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

(8)監査役会の意見

妥当であると判断しております。